

原著論文

公立図書館での学校図書館支援の変遷とあり方についての一考察 ～学校図書館支援センターの事例を中心に～

永利和則

A Study on the Change and the state of school library support at a public library:
Focusing on a case of School library support center

NAGATOSHI Kazunori

要旨

公立図書館の学校図書館支援は、図書館サービスの柱のひとつである。本研究では、公立図書館の学校図書館支援の歴史の変遷、学校図書館支援センターの誕生と展開、文部科学省の学校図書館支援センター推進事業を中心に述べた。また、各地域での学校図書館支援センターの実例を紹介し、そこから公立図書館と学校図書館を結びつける学校図書館支援センターの効果と課題を明らかにし、今後の公立図書館での学校図書館支援のあり方について考察することを目的とした。

結果、公立図書館の学校図書館支援において、学校図書館支援センターが中核となるための機能を発揮するには、①学校司書、②公立図書館、③指導主事、④各種計画の策定の構成要素が関係していることを明らかにした。さらに、公立図書館の学校図書館支援は、自治体ごとに違って、その様相に正解がないこと。学校図書館支援センターの設置は、公立図書館の学校図書館支援をよりスムーズにする方策のひとつであることを指摘した。

Keyword：公立図書館，学校図書館，学校図書館支援センター，文部省・文部科学省

1 はじめに

1.1 研究の背景

明治末から大正には、公立図書館の学校図書館支援があったと指摘されているが、制度的確立は、図書館法制定の1950年、学校図書館法制定の1953年以降である。それは、図書館法第3条に、公立図書館は学校教育を援助すること、学校図書館と連携・協力することが、また、学校図書館法第4条に学校図書館は公立図書館と連携・協力することが明記されたからであった。

図書館法と学校図書館法の成立を背景に、1950年代以降しばらくは、公立図書館と学校図書館の連携・協力というキーワードによる議論は盛んになされたが、公立図書館と学校図書館の双方の基盤が十分に醸成されていなかったため、活発な実践活動の広がりは見えてこなかった。

このような状況に大きな変化が生まれる時期は、公立図書館では全国各地で飛躍的に設置され

てくる1990年代以降であり、学校図書館では学校図書館法が改正された1997年及び子どもの読書活動の推進に関する法律が成立した2001年以降であるといえる。

さらに、2006年度から開始した文部科学省の学校図書館支援センター推進事業は、公立図書館と学校図書館をつなぐパイプ役としての学校図書館支援センターを全国に普及するきっかけを作り、公立図書館での学校図書館支援は新たなステージに入ることとなった。

1.2 研究の目的

本研究では、公立図書館の学校図書館支援の歴史の変遷、学校図書館支援センターの誕生と展開、文部科学省の学校図書館支援センター推進事業を中心に述べるとともに、各地の学校図書館支援センターの実例から、学校図書館支援センターの効果と課題を明らかにし、今後の公立図書館での学校図書館支援のあり方について考察することを目的とする。

2 公立図書館による学校図書館支援の歴史の変遷と関連事象

ここでは、公立図書館における学校図書館支援の法的根拠や歴史的背景、公立図書館での児童サービス、生涯学習社会での学校教育と社会教育、国の子ども読書活動推進、令和の日本型学校教育など、公立図書館での学校図書館支援に影響を与えている施策や事柄を中心に述べる。

2.1 図書館法と学校図書館法での規定

1950年に制定された図書館法第3条（図書館奉仕）には、「学校教育を援助」すること、「(前略)学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。」、「学校、(中略)と緊密に連絡し、協力すること。」が明記され、学校支援・学校図書館支援は図書館奉仕の一部だと規定している。

1953年に制定された学校図書館法第4条（学校図書館の運営）には、「他の学校図書館、図書館、(中略)と緊密に連絡し、及び協力すること。」が明記され、公立図書館の図書館奉仕の協力を受けて学校図書館の運営がなされると規定している。

このように、学校図書館支援は公立図書館の業務の一部であり、学校図書館も公立図書館の支援により、さらに運営を円滑にすることができるのである。

2.2 明治期からの実例

明治期から大正期にかけて、一部の公立図書館で学校図書館支援が行われていたことが指摘されている。具体的には、1918年の図書館雑誌に東京市立図書館が学校に図書館報、新着書目、案内状を配付したり、引率来館勧誘状を発送したりすることで児童・生徒の公立図書館への来館を呼びかけたりしたことが掲載され、1925年の東京市立図書館報には学校の学級文庫に団体貸出を行ったとしている¹⁾。また、佐野友三郎が図書館長を務めた山口県立山口図書館では、開館当初の1903年から児童室を設置するとともに小学校の1学級の児童を県立図書館に招くことを計画していた。公立図書館による学校図書館支援が法制度化されていなかった時代から、図書資料の提供・支援が取り組まれていた背景には、明治初期に欧米から導入された公立図書館が、学校と同様、文部省（当時）で教育機関として位置づけられていたことが大きな要因であると考えられる。

2.3 公立図書館の児童サービス

明治から昭和初期における公立図書館の児童サービスは、山口県立山口図書館長の佐野友三郎や東京市立日比谷図書館館頭の今澤慈海による子どもの利用を促す働きかけはあったものの、第二次世界大戦の終戦までは厳しい状況に置かれていた²⁾。

1945年の敗戦に伴い、欧米の図書館サービスが紹介されるとともに、図書館法の成立も相まって、新たな図書館サービスが全国に普及した。特に、前川恒雄館長の日野市立図書館での貸出、全域サービスと児童サービスを中心に据えた図書館運営は、現在の図書館サービスにも引き継がれている³⁾。さらに、学校図書館のサービス対象者である児童・生徒は、公立図書館の児童・青少年サービスの対象者であり、小・中・高校との連携・協力は不可欠なものとして捉えられた。

2.4 生涯学習社会の実現

1965年、ユネスコの成人教育部長ポール・ラングランは、教育が学校教育だけでは終わらず、学校教育の前後で、また、社会や家庭でも行われるとする生涯教育の考え方を発表した。この考え方が導入された後、1990年代に文部省（当時）は上から目線の感がある「生涯教育」を自ら学ぼうという意味が見える「生涯学習」に改めた⁴⁾。2008年に策定された第1期教育振興基本計画と2013年の第2期教育振興基本計画では生涯学習社会の実現・構築を目指すとしており、2018年の第3期教育振興基本計画では、生涯学び、活躍できる環境を整えることが今後の教育施策に関する基本的な方針のひとつに掲げられ、生涯学習社会の実現は教育立国であるわが国の将来の教育像となっているのである。つまり、家庭教育、社会教育と学校教育を基盤とする生涯学習の推進は、社会教育施設の公立図書館と学校施設の学校図書館の連携・協力を推進するのである。

2.5 子どもの読書活動推進基本計画

2000年の子ども読書年を契機に、2001年には子どもの読書活動の推進に関する法律が成立した。2002年には子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下、「子どもの読書活動推進基本計画」という。）（第1次）が策定され、国は子どもの読書活動を取り巻く環境を整備推進するとした。2013年の子どもの読書活動推進基本計画（第3次）、2018年の子どもの読書活動推進基本計画（第4次）では、公立図書館が実施すべき方策のひとつに学校図書館との連携・協力を掲げている。このことは、それぞれの自治体の子ども読書活動推進計画に反映され、公立図書館による学校図書館支援を明記させる働きをもたらした。

2.6 これからの図書館像

2006年に文部科学省のこれからの図書館の在り方検討協力者会議が『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』を出した。これからの図書館サービスに求められる新たな9つの視点には、教育委員会における図書館の存在意義の理解の促進を図る上でも、公立図書館の学校との連携・協力が重要であると指摘し、千葉県市川市学校図書館支援センターを先進事例として紹介している。新たな視点のひとつに公立図書館の学校との連携・協力が取り上げられたことは、今後の公立図書館のあり方の方向性を示す重要なものであった。

2.7 令和の日本型学校教育

2021年1月に中央教育審議会は『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供た

ちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』⁵⁾を出した。これでは、従来の日本型学校教育を取りやめ、児童・生徒のそれぞれの学びの充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む「令和の日本型学校教育」を目指すとして、①個別最適な学び：指導の個別化、学習の個性化、②協働的な学び：探究的な学習や体験活動等、子供同士・多様な他者との協働を提案している。特に、②ではSTEAM教育等による教科等横断的な学習の推進が求められている。つまり、学校図書館を活用した探究的な学習や教科等横断的な学習への移行は授業改善をもたらす重要なポイントのひとつだとしている。

3 学校図書館支援センターの萌芽

ここでは、全国学校図書館協議会が考えた学校図書館支援センターのモデルと学校図書館支援センター推進事業に至るまでに実施した文部省(文部科学省)のさまざまな学校図書館整備推進事業を比較して、学校図書館支援センターが誕生していく過程を明らかにしていく。

3.1 全国学校図書館協議会による学校図書館支援センターのモデル

2003年7月号『学校図書館』の「学校図書館と公共図書館の連携」で石井宗雄は、1977年6月に全国学校図書館協議会にリソース・センター委員会を設け、学校図書館リソース・センターの設置を提唱したが、リソース・センターの用語が普及しないので、学校図書館支援センターに改めると述べている。

2002年発行の「すすめよう学校図書館ネットワーク」⁶⁾では、学校図書館支援センターの役割を、(1)学校図書館への指導・助言、(2)図書の購入・収集、(3)図書以外の資料の購入・収集、(4)資料の組織化、(5)メディア機器の貸出しとメンテナンス、(6)メディアの物流、(7)情報ネットワークによる学習支援、(8)学校図書館の研修支援、(9)教職員の教材作成支援の9点にまとめている。

また、学校図書館支援センターを中核に、地域内の小・中・高等学校等の教育機関がネットワークを組み、学校地区内の学校図書館ネットワークを構築し、他の学校地区とネットワークで結ばれることを目指すもした。このことは、それぞれの学校図書館と公共図書館が直接交渉するよりも、学校図書館支援センターを介する方が連携・協力をスムーズになり、設置の効果は大きいというものだった。

一方、このような学校図書館支援センターの構想が成立するための前提条件として、①学校図書館と公共図書館の双方が一定水準の図書館として機能を果たしていること、②学校図書館と公共図書館の双方の独自性が認められていること、③地域の図書館・情報ネットワークを構成していることをあげている。

つまり、学校図書館と公共図書館との真の連携は、一方的に学校図書館が資料を借り受けるだけではないとしている。そこには、新たな生涯学習社会における学校教育と社会教育の真の連携の様相を模索する全国学校図書館協議会の姿が見える。

3.2 学校図書館支援センター推進事業までの道筋

文部省(文部科学省)は、学校図書館の資料・設備等の環境整備を充実させ、学校図書館のネットワーク化や学校図書館と公共図書館の連携推進を図るため、(1)学校図書館情報化・活性化推

進モデル地域事業、(2) 学校図書館資源共有型モデル地域事業、(3) 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業を実施し、学校図書館支援センター推進事業へと至った。以下、これらの事業について述べる^{7) 8)}。

3.2.1 学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業（1995年度～2000年度）

事業の目的は、学校図書館の新聞、雑誌、CD等さまざまな情報ソフトや情報手段の整備及び学校図書館と公共図書館等とのネットワーク化の研究実践を行うもので、各学校の電算化と調べ学習用マルチメディアソフトの導入を行った。事業対象地域は、80地域で、判明している時期での予算は1地域あたり18,055千円である。

3.2.2 学校図書館資源共有型モデル地域事業（2001年度～2003年度）

事業の目的は、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、ネットワーク化による図書資料の検索・貸出・流通システムの構築、学校図書館や蔵書を利用した教育実践の普及及びその仕組みの整備、調整機能の整備などを柱とし、学校図書館のネットワーク化、総合目録化による調べ学習用図書の共同利用を目指した。事業対象地域は、43地域で、予算等詳細な部分は不明である。

3.2.3 学校図書館資源共有ネットワーク推進事業（2004年度～2006年度）

事業の目的は、データベースやネットワークによる蔵書の共同利用化の促進、優れた教育実践の収集・普及、公共図書館等と連携して教育活動等を支援する学校図書館支援センター機能の調査研究を行い、都道府県教育委員会の資源共有推進委員会で検証した取組を他の地域でも普及することを目指した。事業対象地域は、33地域で、予算は1地域あたり37,422千円である。

3.3 全国学校図書館協議会と文部省（文部科学省）のそれぞれの思いと実際

全国学校図書館協議会は、学校図書館支援センターが図書などのさまざまなメディアの収集・整理・提供、学校図書館への指導・助言、研修支援などを行うとともに、地域内の小・中・高等学校や他の学校地区と公共図書館との交渉窓口として、ネットワークを支える中核的機能を強化していくことまでを目指した。

一方、文部省（文部科学省）は、12年間の3事業で、まず各学校の電算化による蔵書のデータベース化を行い、次に学校図書館の情報ネットワークを整備し、その後、物流ネットワーク構築、さらに両者の中核となる施設の設置で、学校図書館支援センター推進事業への展開を目指した。そこには、指導主事を中心に、情報と物流のネットワークを活用した授業実践の構築を図るねらいがあった。

このように、全国学校図書館協議会と文部省（文部科学省）には、それぞれに学校図書館支援センターへの思いがあったものの、実際には、学校図書館支援センターが果たすべき役割や機能においては大きな違いが認められたのである。

4 学校図書館支援センター推進事業（2006年度～2008年度）

ここでは、文部科学省の学校図書館支援センター推進事業について、著者が2011年にまとめた修士論文⁹⁾を基に、学校図書館支援センター推進事業の目的と実施状況、成果と課題を明らか

にしていく。

4.1 学校図書館支援センター推進事業の目的と実施状況

学校図書館支援センター推進事業は、学校図書館のさまざまな取り組みを支援する学校図書館支援センターを教育センター等に置き、配置された学校図書館支援スタッフが、学校図書館間の連携や各学校図書館の運営、地域開放を支援する事業であった。また、指定地域内の各学校に配置される協力員は、支援スタッフと連携・協力することで、学校図書館の読書センター機能と学習情報センター機能の充実・強化が図られるよう、学校図書館支援センターのあり方について調査研究を行うものであった。その成果を全国に普及することにより、学校図書館支援センターを活用して学校図書館の機能の充実・強化を図る取組の定着が全国的に図られることを目指した。事業対象地域は、59地域で、予算は1地域あたり12,366千円である。

4.2 学校図書館支援センター推進事業の事業計画書による分析調査

受託した59自治体の内、23自治体が文部科学省に提出した2008年度事業計画書を分析調査した結果、次の5点が明らかとなった。

- (1) 事業予算の76%を人件費に使って、学校図書館支援スタッフと協力員を配置したが、雇用形態が非常勤職員であったため、その職務が制限されており、学校図書館支援センターの可能性を狭めてしまった。
- (2) 情報と物流のネットワークの構築・活用の推進はできたものの、研修関係、情報交換等は約70万円の低予算であったために3割の自治体しか取り組まなかったところに、この事業の限界を見ることができている。
- (3) 地域人材等の活用では、ボランティアの養成・活用の取り組みは61%の自治体であったが、地域開放の取り組みは17%の自治体に止まっていた。
- (4) 学校図書館支援センターの構成員は、事業を担当する指導主事と学校図書館支援スタッフであった。設置場所は、学習指導の面から教育センターが基本であったが、実際には、資料の情報・物流の面が優先されたため、公立図書館が一番多かった。
- (5) 事業担当課は学校教育主管課であった。司書教諭等の有資格者は指導主事より学校図書館支援スタッフの方が多く、教諭や学校司書で学校現場を経験していた。そのため、運営では、学校図書館支援スタッフの人材や資質が大きな影響を与え、その人たちを中心に進められたと考えることができる。

以上のことから、この事業の少額な予算は、学校図書館への支援を物的段階に止め、学校全体や教職員を質的段階まで支援するまでに深化しなかったといえる。

4.3 学校図書館支援センター推進事業終了後の自治体の対応に関する調査

2010年に受託した59自治体に事業が果たした役割や効果について電話によるヒアリング調査を行った。その結果、次の4点が明らかとなった。

- (1) 学校図書館支援センターを「存続」と答えたのは、59自治体中23自治体(39.0%)であった。その内、18自治体は独自予算で、他の4自治体は文部科学省の別事業を受託し、残りの1自治体は予算が付かずに運営していた。つまり、学校図書館支援センター推進事業が他の施策より優先順位が高いためだと考えられる。

- (2) 学校図書館支援センターを「廃止」と答えたのは36自治体（61.0%）であった。その内、19自治体は事業受託前の状態に戻った。一方、17自治体では学校司書等の配置を開始していた。その財源は、自治体の独自予算が12自治体、国や県の事業の活用が5自治体であった。また、学校図書館支援センターは「廃止」したが、それが担っていた業務を公立図書館の児童サービスの範疇に組み入れた自治体も見られた。
- (3) 学校図書館支援センターを「存続」した自治体と「廃止」しても学校司書を配置した自治体の合計が46自治体（67.8%）に及んだ。
- (4) 事業執行途中の2008年の財務省調査の「予算執行調査資料（総括調査票）」¹⁰⁾では「同規模で継続する予定。」と「規模を縮小して継続する予定。」の合計が67.5%であった。しかし、事業終了後の2010年では「継続」が39.0%と28.5ポイントも大きく減少していた。

以上のことから、この事業は自治体での学校司書の重要性と必要性を認めさせ、学校司書の配置を促した。一方、国の財政支援の終了は学校図書館支援センターの継続に大きな影響を与えた。

5 学校図書館支援センター推進事業の後継事業とその意図

ここでは、2008年度で終了した学校図書館支援センター推進事業の成果を引き継ぎ、学校図書館の活用化に向けた事業として文部科学省が実施してきた、(1) 学校図書館の活性化推進総合事業¹¹⁾、(2) 確かな学力の育成に係る実践的調査研究¹²⁾、(3) 司書教諭及び学校司書の資質向上等を通じた学校図書館改革¹³⁾、(4) 学校図書館総合推進事業¹⁴⁾を概説し、これらの事業から見えてくる文部科学省の学校図書館支援についての考え方を明らかにしていく。

5.1 学校図書館の活性化推進総合事業（2009年度）

事業の目的は、言語活動の充実を図るとした新学習指導要領の趣旨を踏まえて、授業での学校図書館の活用を拡大すること、また、言語活動以外の活動も含め、各教科等の授業を改善、充実させる上で、学校図書館が教員サポート機能を発揮、推進させることだった。しかし、当初2年間だった事業期間は1年間で終了した。

5.2 確かな学力の育成に係る実践的調査研究（2010年度～2014年度）

【学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究（2010年度～2011年度）、学校図書館担当職員の効果的な活用方策と求められる資質・能力に関する調査研究（2012年度～2014年度）】

事業の目的は、子どもの学力向上のために、さまざまなテーマのメニューを設定し、学校の設置者等が学校や地域の実情等に応じたメニューを選択して先導的な取り組みの調査研究を行い、確かな学力の育成に係る取組を支援することだった。

5.3 司書教諭及び学校司書の資質向上等を通じた学校図書館改革（2015年度～2019年度）

【学校司書の資格・養成の在り方や資質能力の向上等に関する調査研究（2015年度～2017年度）、学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の利活用に係る調査研究（2018年度～2019年度）】

事業の目的は、司書教諭と学校司書の連携やそれぞれの資質能力の向上等を通じた学校図書館の効果的な活用のあり方を、学校の設置者等が学校や地域の実情等に応じたテーマを選択して調

査研究すること。文部科学省は先導的な取組事例を収集し、成果の普及を図り、学校図書館の効果的な活用に係る取組を推進することだった。

5.4 学校図書館総合推進事業（2020年度～2021年度）

【学校図書館の活性化に向けた調査研究事業】

事業の目的・概要は、学校図書館を活用した授業改善、離島、へき地の学校図書館支援の取組、電子書籍やAI・IOT等の先端技術活用の取組、司書教諭・学校司書等の有効活用の取組、公立図書館との連携の取組など、学校図書館活性化のための特色ある取組や、学校図書館の課題解決の取組の調査研究を行うことだった。ただし、2022年度は事業の効率化を図るため、「子どもの読書活動の推進」事業と統合の上で継続していくことが決まっている。

5.5 後継事業から読み取れる文部科学省の意図

以上のように、後継事業は、①教員のサポート機能強化、②司書教諭と学校司書の連携と資質の向上、③公立図書館との連携など学校図書館の活性化推進が取組の中心となっている。つまり、文部科学省は、全国的に学校司書の配置が十分でない状況では、学校図書館支援センター推進事業を中止して、学校司書の存在意義と必要性を高める施策を選択したと考えることができる。

6 学校図書館支援センターの実例と多様な形態

ここでは、市レベルで規模が異なる3自治体、また県レベルで1自治体の合計4自治体の学校図書館支援センターを取上げ、それぞれ自治体での公立図書館における学校図書館支援の経緯と現状を概説し、学校図書館支援センターの概要、特徴と課題を明らかにしていく。

6.1 福岡県小郡市

小郡市立図書館の学校図書館支援について、概要、特徴、課題を述べる¹⁵⁾。

小郡市は、面積45.5km²、人口59,592人（2021年4月1日現在）の緑豊かな田園都市である。

小郡市立図書館は1987年に開館し、2019年度は蔵書数239,874冊、年間貸出冊数321,785冊、職員数17人（内、司書有資格者15人）で、「開かれた図書館一親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」を運営方針に掲げ、すべての市民のニーズに応える社会教育施設、また、すべての学校のニーズに応える教育機関として図書館サービスの活動をしている。その中でも、学校図書館支援は、図書館サービスの柱の一つである。その大きな要因は1955年の小郡町（当時）誕生時から小・中学校図書館に正規で配置されていた学校司書の存在である。昔からの学校司書の配置のメリットは、2001年度に学校図書館資源共有型モデル地域事業により、小・中学校13校の学校図書館の蔵書をデータ化して、電算ネットワークを構築した時に表れた。その結果、図1のような学校図書館支援のシステムが完成し、教師が授業で使いたい資料を、学校司書が電算ネットワークシステムと週2回の物流ネットワークを活用して、市立図書館や他の学校図書館から集めることで、教師の要望に沿った授業に貢献できるようになったのである。

2006年9月に学校図書館支援センター推進事業を受託し、事務局を教務課（当時）に置き、指導主事1名と学校図書館支援スタッフ2名を配置した小郡市学校図書館支援センターを市立図書館内に設置した¹⁶⁾。2008年の学校図書館支援センター推進事業の終了後は、2009年度に学校図書

館の活性化推進総合事業を受けたが、2010年度以降は、学校図書館支援スタッフの賃金や教職員研修費が年々削減されている中でも、市の独自予算で運営を続けている。ただし、2019年に小郡市立図書館に所管変更となった。このことには、2010年度に策定した「小郡市子ども読書活動推進計画（第2次）」に学校図書館支援センターの設置が明記されたことが大きく関係している。

一方、市立図書館の学校支援体制は、学校図書館支援センターの設置で大きく変化した。従来、市立図書館の学校図書館担当職員が行っていた図書館利用案内や調べ学習資料集作成、教職員研修などの業務は、学校図書館支援センターが担うこととなった。ただし、電算ネットワークシステムの管理・運営、移動図書館車の市内全小学校への運行、読み聞かせボランティアの研修、中学生の職場体験、経験年数による教職員研修の受入等は市立図書館が引き続き担当した。さらに、市立図書館見学、物流ネットワークの管理・運営、学校図書館関係者合同会議、学校図書館・市立図書館合同視察などは市立図書館と学校図書館支援センターの協働運営となった。その他に、図書館有効活用のため「図書館利用案内」の発行、資料有効活用のための「図書館利用計画」の配布、科学物セット・小中学校教科書セットの提供、ホームページの管理・運営、小・中学校の蔵書点検の支援、学校司書研修会（年10回）の開催等が学校図書館支援センターの新しい支援として加わったのである。つまり、学校図書館支援センターは、市立図書館の学校図書館支援の業務見直しと、学校図書館支援に新たな枠組みを創設する効果をもたらしたのである。

他方、学校図書館支援センターの市立図書館の設置により、市立図書館から学校図書館へ、または学校図書館間のメール便での図書資料の流通は、6,191冊（2006年度）から12,342冊（2020年度）へと2倍に増加した。しかし、さらなる図書資料の利用活性化を図るには、学校図書館や図書資料を使った授業の活用実践を紹介する教職員研修等を積極的に開催して、教員の意識改革を求めていく必要がある。

以上のように、学校図書館支援センターの設置は、学校図書館の支援と市立図書館の学校図書館支援を飛躍的に拡充させた。そして、さらなる学校図書館支援センターの機能充実のためには、学校図書館を含む小中学校を所管する学校教育課が積極的に学校図書館支援センターの活動に参画できるような仕掛けを工夫する必要があると考える。

6.2 大阪府豊中市

豊中市立図書館の学校図書館支援について、豊中市立学校図書館支援ライブラリーととよなかブックプラネット事業を中心に概要、特徴、課題を述べる^{17) 18)}。

豊中市は、面積36.6km²、人口400,955人（2021年4月1日現在）の教育文化都市である。

豊中市立図書館は読書振興課に所属し、1945年開館、4地域館、4分館、1分室、2図書室、移動図書館車（動く図書館）1台である。2019年度は蔵書数1,044,323冊、年間貸出冊数3,409,031冊、職員数85人（内、司書43人）で、「豊中市立図書館の中長期計画」（2014年3月）に、「まち、ひと、つながる 好奇心の駅—あなたのこれからと地域の未来を応援します—」を掲げている。

一方、公立の小学校41校、中学校19校には、すべての小中学校に学校司書が配置されている。学校司書の配置は、1993年度に小学校2名・中学校1名の部分配置から始まり、2005年度には各校1名の全校専任配置となった。この間、市立図書館では団体貸出等を行ったり、学校司書からの相談にのったりするなどして学校図書館を支えていた。2001年度から市立図書館から学校図書館へ、または学校図書館間の物流便（週1回⇒のち週2回に増便）を運行し、Webでの資料受付を開始するとともに、それまで岡町図書館が一括して担っていた学校図書館への団体貸出をエ

リアごとに地域の図書館が分担して行うよう変更している。

「とよなかブックプラネット事業」(図2参照)は、2010年度に「学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効率的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を推進し、自ら学ぶ力を育成する」ことを目的に立ち上がった。義務教育担当課と市立図書館が連携して取り組まれたこのプロジェクト事業では「読書センター」「学習情報センター」「教員支援センター」の3つの機能を持ち「ふだん使いの学校図書館」を目指すため、2011年度に読書振興課を設置し、市立図書館と学校図書館の連携強化、学校図書館教育の環境充実を担わせた。さらに、庄内幸町図書館に学校図書館支援ライブラリー¹⁹⁾を設置し、読書振興課の学校図書館支援担当の専任職員(司書2名と指導主事1名)が近隣の小中学校のモデル校に、学校図書館でのテーマ展示や授業で使用する資料等をパッケージ化した「調べ学習パック」「百科事典」「図鑑セット」と教員向け資料の巡回配本を開始している。そして、2016年には学校図書館支援ライブラリーを岡町図書館と蛭池図書館に移設している。このように、年々内容の充実がなされている中で、教員向け資料の貸出が増加していることは興味深い。

ここで、豊中市の学校図書館支援の鍵を握る読書振興課についての3つの特徴を明らかにする。1つ目は、読書振興課長が市立図書館長を併任し、図書館業務と学校図書館支援ライブラリー業務の両方の責任者であることである。2つ目は、学校図書館支援担当に指導主事が配置され、学校が図書資料を使い、授業が円滑にできるように学校と教員をサポートしていることである。このことは、2014年に筆者が庄内幸町図書館にあった学校図書館支援ライブラリーとともに視察した庄内小学校において、「図書資料と授業の支援を同時に受けることができ大変助かっている。」と話してくれた校長の言葉からも理解できる。3つ目は、学校司書は原則、読書振興課の所属であることである。さらに詳しく述べると、日常業務の指導・助言や職員研修などは読書振興課が、学校司書の給与や休暇などの人事面は教職員課が担う二元管理体制が取られていた。

以上のように、市立図書館の学校図書館支援が資料貸出から資料活用や授業支援まで幅広い支援を可能にしているのは読書振興課の存在があるからである。つまり、学校教育と社会教育を融合した形での学校図書館支援センターの管理・運営は、公立図書館の理想形モデルのひとつであるといえる。

6.3 福岡県福岡市

福岡市総合図書館の学校図書館支援について、「福岡市学校図書館支援センターの初年度の取り組み—学校訪問を中心に—」を参考に、概要、特徴、課題を述べる²⁰⁾。

福岡市は、面積334.78km²、人口1,616,321人(2021年4月1日現在)の政令指定都市である。

福岡市では1996年に開館した本館の福岡市総合図書館の他に10分館を有している。2019年度は蔵書数1,997,353冊、年間貸出冊数3,958,372冊、職員数144人(内、司書83人)である。また、2014年に「福岡市総合図書館新ビジョン」を公表し、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を目指す図書館像に示している。そのような新たな図書館像の具体的取り組みのひとつに「子どもたちの読書活動を支援する学校図書館センターの設置」が盛り込まれたことで、2014年9月に福岡市学校図書館支援センター(図3)が設置され、2015年4月から実務を開始した²¹⁾。

設置当時は、福岡市総合図書館の団体貸出事務室内に学校指導課の主任指導主事1名、生涯学習課のこども読書活動相談員1名、総合図書館の学校図書館支援センター支援員1名と読書相談

員2名の5名体制で設置された。しかし、2019年に学校図書館支援センター支援員が廃止、こども読書活動相談員が福岡市総合図書館の専任として配置された。なお、主任指導主事は学校指導課の担当業務のひとつとして関わっており、こども読書活動相談員は退職小学校校長が嘱託員で、読書相談員は福岡市総合図書館の嘱託員の司書が担当している。

一方、学校司書は2014年度から2018年度までは36名を小学校に隔年配置した。2019年度から43名に増員して、小学校に毎年週1日配置したが、市立小学校145校、市立中学校69校への専任配置には至っていない。

学校図書館支援センターの業務は、学校訪問、学習支援図書の貸出、学校司書研修、図書館教育研究会や教育センター研修への支援などがあるが、特徴的なのは学校訪問である。学校訪問には、職員が計画的に学校を訪問する計画訪問と学校の要請に応じて行う要請訪問の2種類がある。計画訪問は、学校司書が配置されていない小中学校を対象とし、2015年度には小中学校にそれぞれ12校、合計24校訪問している。計画訪問では、事前調査票には訪問時に相談したい学校図書館の課題を記入してもらい、それに対する資料等を作成して訪問に臨む形である。一方、要請訪問は、学校から要請を受けて学校図書館支援センターが学校に訪問し、課題解決の相談にのるもので、2015年度は22校であった。計画訪問も要請訪問も学校側から提示される課題としては、書架の配置や空間づくりのレイアウトが一番多く、蔵書の購入や廃棄、掲示物の展示といった環境に関するものであった。さらに、計画訪問では管理職からの学校司書の配置要請などの人の問題が、要請訪問では図書館の移転や改築への助言が特有の課題として示されている。また、このような学校訪問は、計画訪問では88%、要請訪問では100%の学校から役に立ったという回答を得ており、事業効果は大きい。しかし、現状の学校図書館支援センターの職員体制では、年間に訪問できる学校が福岡市全体の2割程度という厳しい課題が残されている。

ところで、「福岡市総合図書館新ビジョン」²²⁾を毎年点検評価する「福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議」の議事録には「学校図書館支援センターの設置」について「学校図書館支援センターを作っても受け手がない。」「これからは人的な支援が必要」という委員の発言がある。このような意見を受けて、2019年に策定された「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標」（令和元年度～令和5年度）であったが、この計画には学校司書や学校図書館支援センターの増員は触れられておらず、学校図書館への配本数、学校図書館への対応件数を増加した数値目標が掲げているだけであった。

以上のように、学校図書館支援センターは、それ自体の職員不足や全小中学校への学校司書の配置が不十分といった課題があるものの、綿密な学校訪問を積極的に取り組むことで、現場の要求や課題をくみ取り、その機能を可能なかぎり発揮し、課題解決支援に結び付けている。つまり、学校図書館支援センターの設置は、学校司書の配置が不十分な自治体にとっても、学校図書館が抱えている課題を実利的に有益的に解決する方法のひとつであるといえる。

6.4 鳥取県

鳥取県立図書館の学校図書館支援について、筆者が2016年6月に実施した訪問調査を基に、概要、特徴、課題を述べる。

鳥取県は、面積3,507km²、人口550,527人（2021年4月1日現在）、豊かな自然の県である。

鳥取県立図書館は、1990年に開館し、2019年度は蔵書数1,183,258冊、年間貸出冊数471,875冊、職員数47人（内、司書有資格者33人）で、「鳥取県立図書館の目指す図書館像（第2次改定版）」

にある「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」をミッションに運営している。

2016年3月に鳥取県教育委員会は、就学前から高等学校まで継続的に捉え、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進する「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」²³⁾を策定した。これには、学校図書館は学習を横断的に支援する「情報センター」として、教育活動の中で情報活用能力を育成するための中心的な役割を担う場としている。そこで、学校図書館活用教育で目指す今後の方向性の3つの柱に、①児童生徒及び教職員の情報や資料の利用の保障、②学習・教育の展開の可能性の拡大、③これからの生活・キャリアに対応する力の育成を掲げている。さらに、このビジョンを県内に啓発するため、「とっとり学校図書館活用教育ハンドブック」を制作・配布した。

一方、2015年4月に鳥取県立図書館は、学校図書館活用教育を推進し、学校教育をバックアップする目的で、支援協力課内に学校図書館支援センターを設置した²⁴⁾。当初の構成員は、学校図書館支援員兼指導主事と郷土資料や障がい者サービスに詳しい司書等の館内チーム(9人)であったが、現在では他課の職員も含めて5人である。「令和2(2020)年度鳥取県立図書館のすがた」²⁵⁾の令和2(2020)年度事業の概要の「(2)学校図書館支援について ②学校図書館支援センターによる学校図書館支援」によれば、高等学校・特別支援学校への支援は、同じ県立の教育機関としてリクエスト図書やセット図書の直接的貸出、訪問相談、レファレンス支援、東・中・西部地区に配置された司書主任との連携、図書館利用の普及啓発を行っている。また、市町村の小・中学校図書館への支援は、学校図書館支援員兼指導主事の講師派遣、学校図書館コーナーの展示、授業活用見本図書(選定用)セットの整備・貸出を行っている。

このように、学校図書館支援センターは、「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」を具現化するための組織であり、学校図書館への支援が効果的・効率的に実施できる特色ある体制を整えている。1つ目の特色は学校図書館支援員兼指導主事存在である。一人の学校図書館支援員は、高等学校課の指導主事として、高等学校・特別支援学校への支援において、学校図書館の環境づくりや学校図書館活用推進のため、高等学校32校、特別支援学校11校に指導している。もう一人の学校図書館支援員は、小中学校課の指導主事として、市町村の小・中学校図書館への支援において、県内の19市町村とそこにある小学校117校、中学校52校の学校図書館を対象に、教員・司書教諭・学校司書向けの研修会や学校に講師を務め、相談業務にたずさわっている。このことは、2016年の訪問調査の際に「すべてのみそは、ベテランの司書教諭が学校図書館支援員となり、小中学校課と高等学校課の指導主事を兼務していることだ。」という当時の支援協力課長が述べた言葉からも理解できる。2つ目の特色は、児童図書室の学校図書館応援コーナーである。新刊児童書、調べ学習に使える図書、小中学校の主な教科書とその中で紹介されている図書などが書棚に並べられて、内容を見ることができる。また、その部屋は学校司書が話し合う会議室としても利用されていた。さらに、新刊児童書は月ごとに分けて展示されており、バックナンバーは市町村立図書館に選書用として団体貸出されていた。3つ目の特色は、図書資料の搬送体制の維持・充実である。2020年度の県立図書館からの資料搬送車は、6コース(全73か所)で各25回、合計153回巡回している。73か所には高等学校、特別支援学校、市町村立図書館、大学図書館、県立病院、県立施設、書店等が含まれ、2019年度の実績によれば、資料配本車と宅配での団体貸出は、105,643冊、リクエストでの宅配は52,042冊(49.3%)に達している。このような実績は、市町村立の小・中学校からの依頼を受けて、所属する各市町村立図書館に2日程度で届ける配送システムの整備が可能にしているのである。

以上のように、鳥取県教育委員会は、県内のすべての小中高等学校・特別支援学校での学校図書館活用教育の実現を図るため、公立図書館と学校を同時に動かす組織として鳥取県立図書館内に学校図書館支援センターを設置したことがわかる。さらなる課題は、県内の各市町村教育委員会が、県教育委員会のねらいや方向性に沿った形で、自前の学校図書館支援センターを設置していくことではないかと考える。そのような意味では、都道府県立図書館の図書館振興政策・学校図書館支援センター推進施策の見本となるような取組であるといえる。

7 学校図書館支援センターの果たすべき機能と構成要素

ここでは、これまでに述べてきた事柄から学校図書館支援センターが果たすべき機能を導き出して、そのために必要な4つの構成要素について明らかにする。

7.1 学校図書館支援センターと学校司書

文部科学省の学校図書館支援センター推進事業は、予算が少額だったため、学校図書館を物的に支援する段階で止まり、学校全体や教職員を質的に支援するまで深化しなかったが、学校司書の重要性と必要性を多くの自治体が認識する副次的効果をもたらした。このことは、学校図書館支援センターを廃止した自治体の約半数が学校司書を配置していた状況が物語っている。さらに、福岡市の事例から、学校司書の有無で学校図書館支援センターの学校図書館の支援方法が異なっていることが明らかになった。実際、学校図書館支援センターが学校訪問の折に受けている相談業務の内容から、書架の配置、空間づくりのレイアウト、蔵書の購入や廃棄などは学校司書が学校図書館の現場にいないと話し合えない相談内容であることがわかった。つまり、学校図書館支援センターの支援では、学校図書館での学校司書の有無が重要な要素であることが読み取れる。

7.2 学校図書館支援センターと公立図書館

学校図書館支援センターの設置場所は、学校図書館支援センターが学校図書館を支援する機関であることからすれば、学校図書館を所管する学校教育関係の部署や教育センターが適切だと考える。しかし、学校図書館支援センター推進事業においても、多くの学校図書館支援センターは、資料の情報・物流の面が優先されて、公立図書館に設置されていたという事実がある。そして、その流れは現在にも続き、既存、新設の学校図書館支援センターの多くが公立図書館に所属している。前述のように、小郡市で市立図書館から16か所の小中高校の学校図書館等へ図書資料を流通させている実績、また、鳥取県で県立図書館の資料搬送車が高等学校、特別支援学校、市町村立図書館などに団体貸出をしている実績を見れば、理解できる。つまり、学校図書館支援センターの設置場所は、公立図書館であった方が、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能をより効果的に発揮できる可能性が高いのである。

7.3 学校図書館支援センターと指導主事

学校図書館支援センターは学校図書館を支援する立場であることからすれば、指導主事が学校図書館支援の任に充たるのは当然である。4つの自治体の事例では、公立図書館と学校図書館との関係を密にした学校図書館支援センターの活動が実現できるように、指導主事を配置したり、会議に参加させたりしている。また、学校図書館支援センターに、校長経験者の配置をしたり、

学校教育に影響を及ぼす人材を所属させたりして、学校図書館を活用した授業改善に取り組んでいるケースもある。つまり、学校図書館支援センターが公立図書館にある場合でも、学校教育で指導的立場な人材による学校現場への日常的な働きかけが欠かせないことを示している。

7.4 学校図書館支援センターと各種計画の策定

学校図書館支援センターを設置し、運営するには、自治体が必要性を明文化した個別計画等を策定していることが不可欠である。4つの自治体の事例では、「小郡市子ども読書活動推進計画」、「とよなかブックプラネット事業」、「福岡市総合図書館新ビジョン」、「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」に学校図書館支援センター設置の必要性が明記され、学校図書館支援センターはその活動によって、それぞれの計画・ビジョン等に掲げた目標の実現を目指している。つまり、学校図書館支援センターの役割を盛り込んだ自治体の各種計画の策定が、学校図書館支援センターの設置を促すとともに、その運営や活動を発展・存続させる根拠になっている。

8 学校図書館支援センターのあり方・あるべき姿の方向性と公立図書館における学校図書館支援の必要条件

ここでは、学校図書館支援センターのあり方・あるべき姿の方向性を述べるとともに、公立図書館における学校図書館支援に必要な条件があることを提示する。

8.1 学校図書館支援センターのあり方・あるべき姿の方向性

平久江は、2010年の「公共図書館と学校図書館の連携：新たな展望」²⁶⁾で、公共図書館と学校（図書館）の連携・協力の発展段階を①協調、②協力、③連携、④協働に4つに分類している。さらに、④協働を実現するための学校図書館支援センターは、①図書館ネットワークの構築、②各種サービスへの指導・助言・連絡、③職員研修、④企画宣伝のためのマーケティングの機能を基本的に提供することができる体制の整備が必要であることを示した。つまり、学校図書館支援センターの果たすべき機能を4つの段階に整理することで、学校図書館支援センターのあり方・あるべき姿を求める方向性を表したものといえる。

8.2 公立図書館における学校図書館支援の必要条件

前章まで学校図書館支援センターが果たすべき機能を導き出すための構成要素のひとつである公立図書館について述べてきた。これを整理すると、公立図書館が学校図書館支援を行うにあたっての必要条件として、①「法令」があること、②共に「得」をすること、③共に「人」がいること、④共に「独立」していること、⑤「要望」があること、の5つの要素を提示できる。

①「法令」では図書館法や学校図書館法の他に、国や自治体が策定したさまざまな計画等に公立図書館が学校図書館支援を行うことが盛り



図1 公立図書館と学校図書館の支援から連携・協働に至るモデルとしての学校図書館支援センター

込まれていることを示している。②「得」では公立図書館の児童サービスが学校に理解されることでよりスムーズに展開できること、学校図書館が授業や読書指導で必要とする資料を公立図書館からの団体貸出で補充していることなどを示している。③「人」では公立図書館おける司書を指し、学校図書館おける学校司書を指していること、司書と学校司書といった専門職員の必要性を示している。④「独立」では「すすめよう学校図書館ネットワーク」で示されたような一定水準を満たした公立図書館と学校図書館の双方が独立して存在することを示しているのである。⑤「要望」では公立図書館から学校図書館への押し売り・押しつけのような支援ではなく、前述した4つの自治体で行っているような学校図書館側からの要望による支援が前提にあることを示している。つまり、これらのように公立図書館と学校図書館の双方が満たしている上での必要条件が整った上で、図1のような形で学校図書館支援センターが設置されれば、支援から連携・協働までがスムーズにできるようになると考える。

9 おわりに

これまで、公立図書館での学校図書館支援のひとつの側面として、学校図書館支援センターをさまざまな観点から論じてきた。しかし、多くの自治体で学校図書館支援センターを設置していないという現状もある。また、学校図書館支援センターを設置していなくても、公立図書館の児童サービス部門が学校図書館支援センターの機能を発揮して成果を上げている事例が複数見られる。このように、公立図書館による学校図書館支援は、自治体の状況が違っていればその様相も違っていて、正解はないのである。しかし、自治体に学校図書館支援センターが設置されていれば、公立図書館による学校図書館支援はよりスムーズとなることは想像に難くない。つまり、学校図書館支援センターの設置がもたらす効果には、自治体の読書環境整備向上・改善という公立図書館のミッションも包含しているのである。

最後に、今後の展望として、既設の学校図書館支援センターの継続・発展はもちろん、全国の自治体でも、さまざまな様相の学校図書館支援センターがその自治体の状況に沿った形で構築されていくことを期待したい。

【引用・参考文献】

- 1) 塩見昇「教育の中身をつくる協働—学校図書館と公共図書館との連携の新展開—」『図書館の発展を求めて：塩見昇著作集』日本図書館研究会，p.221-236，2007
- 2) 小川徹，奥泉和久，小黑浩司『公共図書館サービス・運営の歴史1 そのルーツから戦後にかけて』日本図書館協会，2006
- 3) 日本図書館協会児童青少年委員会，児童図書館サービス編集委員会編『児童図書館サービス1 運営・サービス論』日本図書館協会，2011
- 4) 鈴木真理，馬場祐次朗，葉袋秀樹編著『生涯学習概論』樹村房，2014
- 5) 文部科学省 Web サイト：『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）』〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm〉（2021.10.10）
- 6) 学校図書館ネットワーク委員会編『すすめよう学校図書館ネットワーク』全国学校図書館協議会，2002
- 7) 中村由布「学校図書館と公共図書館との連携—学校図書館支援センター推進事業指定地域へのアンケート調査を実施して—」『図書館界』Vol.61 No.1，p.30-39，2009

- 8) 渡辺暢恵「公立小中学校図書館の整備に関する研究：教育委員会の施策を中心に」
〈<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/records/48215#.YVmNvH1Uvcs>〉 (2021.10.10)
- 9) 永利和則「公共図書館における学校支援の一考察～文部科学省「学校図書館支援センター推進事業」の実施状況を中心に～」西南学院大学大学院修士論文, 2011
- 10) 財務省 Web サイト：「予算執行調査資料（総括調査票）」
〈https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11445539/www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2008/sy200701/2007e_33.pdf〉 (2021.10.10)
- 11) 文部科学省 Web サイト：「学校図書館の活性化推進総合事業」
〈https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100105/004/016.htm〉 (2021.10.10)
- 12) 文部科学省 Web サイト：「確かな学力の育成に係る実践的調査研究」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1310575.htm〉 (2021.10.10)
- 13) 文部科学省 Web サイト：「司書教諭及び学校司書の資質向上等を通じた学校図書館改革」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1361632.htm〉 (2021.10.10)
- 14) 文部科学省 Web サイト：「学校図書館総合推進事業」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/block30_00021.htm〉 (2021.10.10)
- 15) 永利和則「小郡市立図書館での学校支援の歩みとこれから」『Better Storage』Vol.215, p.1-4, 2019
- 16) 小郡市立図書館 Web サイト：「小郡市学校図書館支援センター」
〈<http://www.library-ogori.jp/center/>〉 (2021.10.10)
- 17) 山本恵信, 西口光夫, 内川育子「『とよなかブックプラネット事業』がめざす『ふだん使いの学校図書館』」『図書館界』Vol.64 No.6, p.430-436, 2013
- 18) 北風泰子「豊中市立図書館における学校図書館への支援と連携について」『図書館界』Vol.68 No.6, p.382-387, 2017
- 19) 豊中市立図書館 Web サイト：「学校図書館支援ライブラリー」〈<https://www.lib.toyonaka.osaka.jp/web/library-kyouin-shiryuu-11.html>〉 (2021.10.10)
- 20) 重村さやか「福岡市学校図書館支援センターの初年度の取り組み—学校訪問を中心に—」福岡市総合図書館研究紀要, 第17号, p.7-13, 2017
- 21) 福岡市総合図書館 Web サイト：「福岡市学校図書館支援センター」〈https://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/support_centers/〉 (2021.10.10)
- 22) 福岡市総合図書館 Web サイト：「福岡市総合図書館新ビジョン」, 「福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議」〈<https://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/abouts/vision>〉 (2021.10.10)
- 23) 鳥取県立図書館 Web サイト：「とっとり学校図書館活用教育ビジョン」, 「とっとり学校図書館活用教育ハンドブック」〈<https://www.library.pref.tottori.jp/info/post-10.html>〉 (2021.10.10)
- 24) 鳥取県立図書館 Web サイト：「学校図書館支援センター」
〈<https://www.library.pref.tottori.jp/support-center/>〉 (2021.10.10)
- 25) 鳥取県立図書館 Web サイト：「令和2（2020）年度鳥取県立図書館のすがた」〈<https://www.library.pref.tottori.jp/about/cat3/post-42.html>〉 (2021.10.10)
- 26) 平久江祐司「公共図書館と学校図書館の連携：新たな展望」『図書館雑誌』Vol.104 No.3, p.134-136, 2010

(2021年10月11日受付)